

若者による気候訴訟

2026年9月4日

『未来のために今日行動する～ウェールズ発「未来世代のためのウェルビーイング法」ができるまで』

出版1周年記念オンライントークイベント

一原雅子（京都大学）

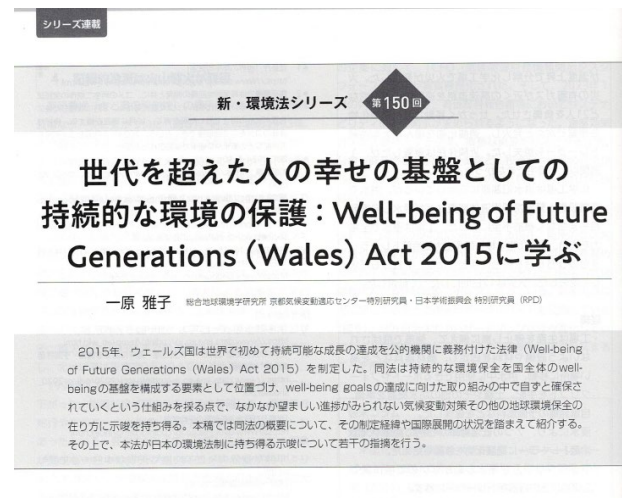
京都大学

KYOTO UNIVERSITY



自己紹介

- ・大阪府出身。
- ・1986年2月から1991年3月まで、父親の仕事の関係でドイツで過ごした経験と、四日市に親戚がいたことで、環境問題への関心を持った
- ・長年の司法試験受験生経験が、主な研究テーマである気候訴訟研究の契機に
- ・前職（総合地球環境学研究所）で、農業部門における気候変動適応の研究に従事した際に、Future Designに出会い、未来世代法を生んだWalesを訪問する機会を得て、Janeとも知り合うことができた
- ・未来世代法に関する論文も執筆

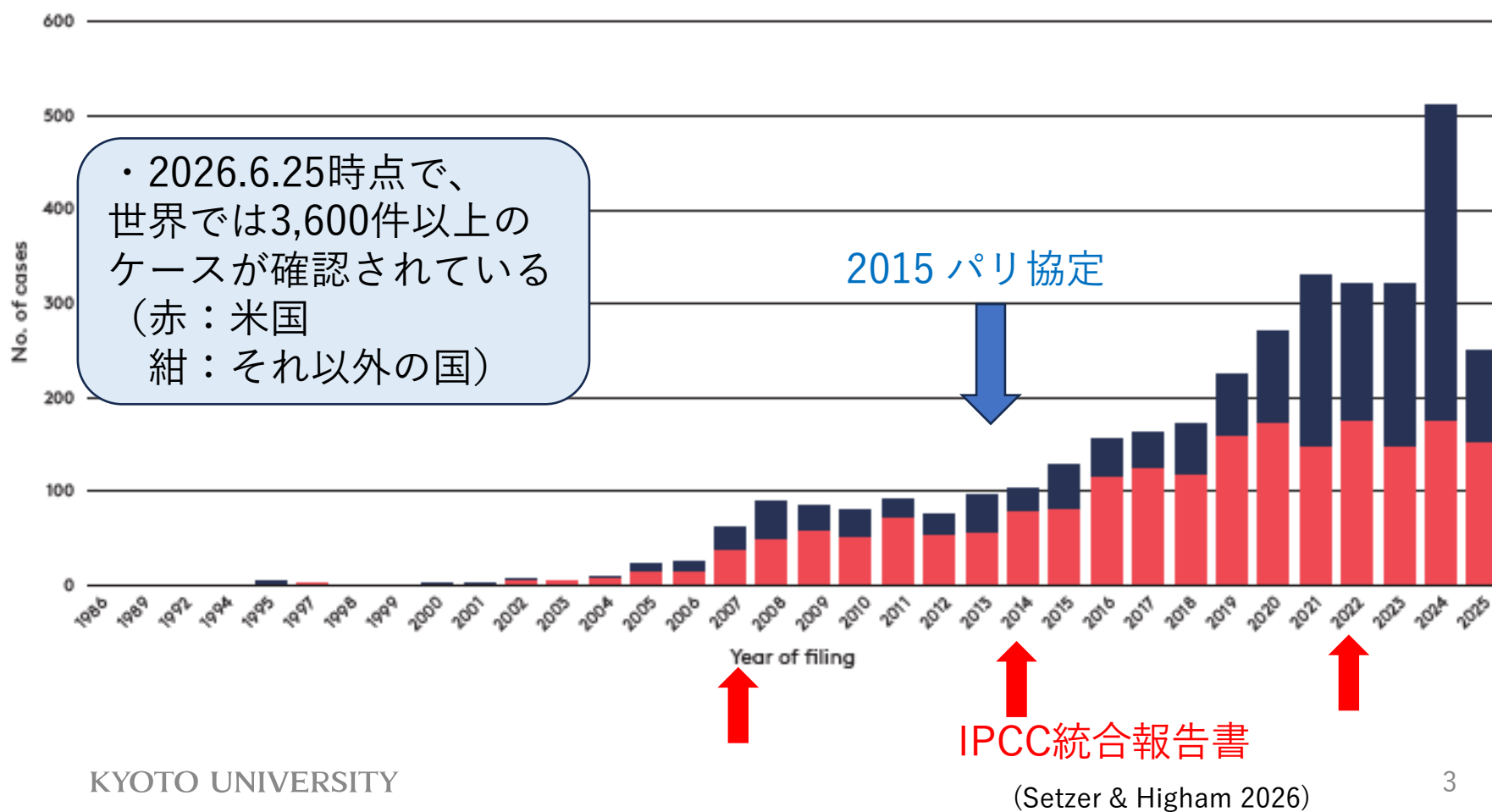


環境管理2024年9月号60巻9号
(著作権の関係で一部のみ掲載)

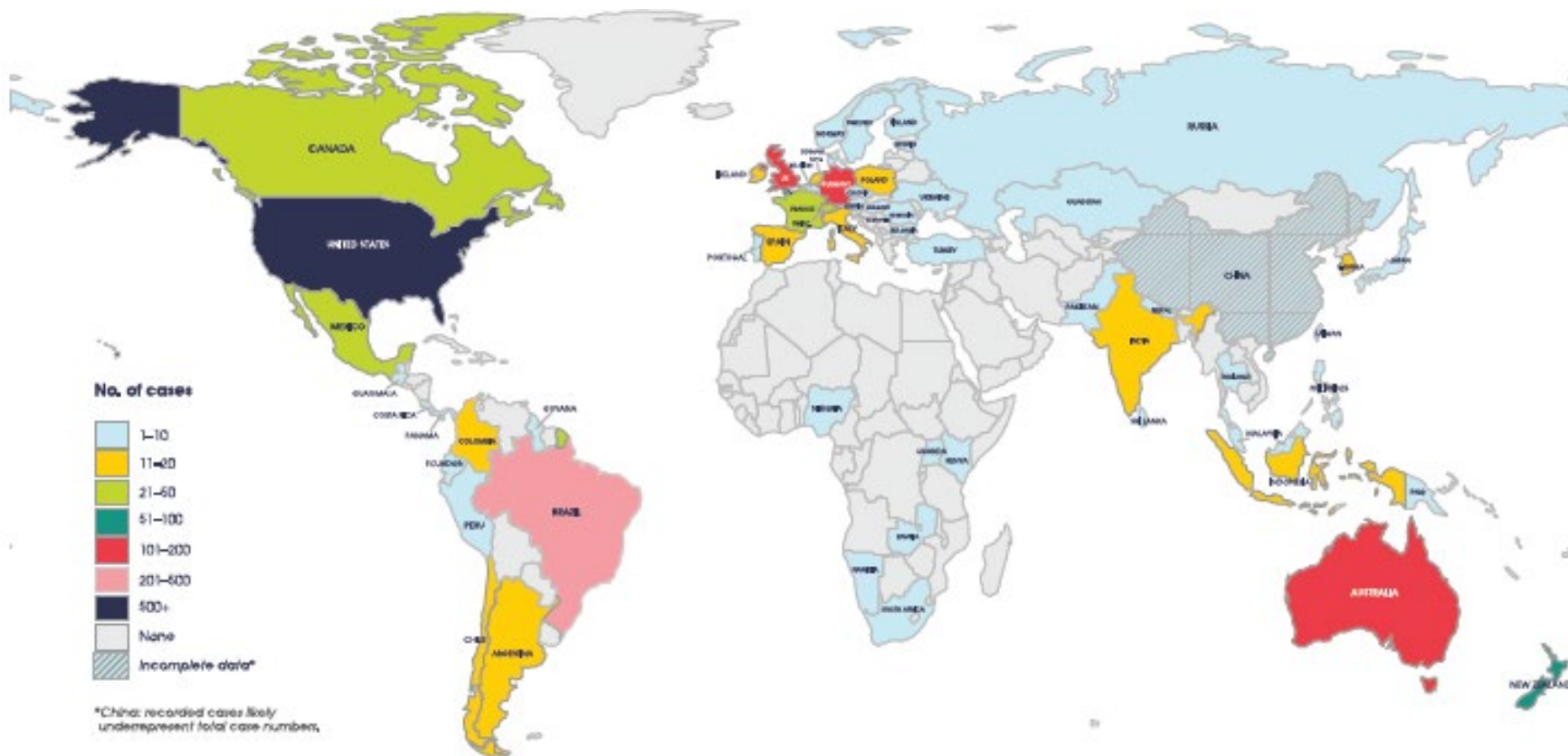


気候訴訟とは：概要

【定義】 ①裁判所等の司法機関に持ち込まれた事件で、②気候科学・気候法や政策が本案の争点に含まれるもの（UNEP2025）



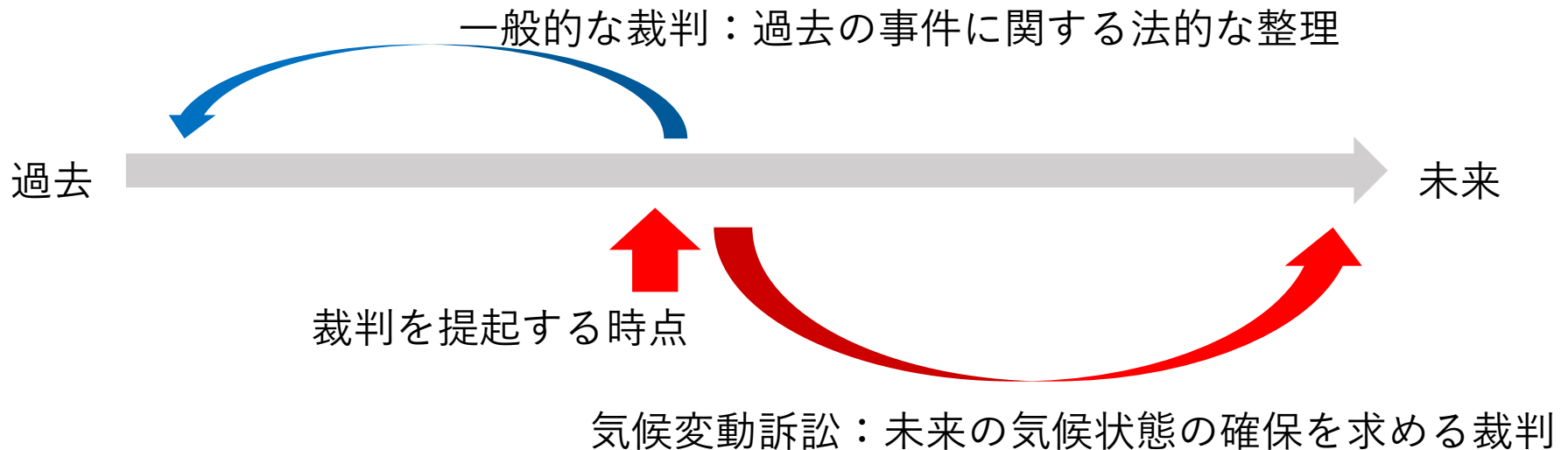
気候訴訟とは：概要



訴訟利用率の高い欧米にはじまり、近時は世界中で確認
* 定義の問題でアジアは少数にとどまっている可能性 (Lin 2024)

気候変動訴訟とは

特徴 1 : 「前向き訴訟」



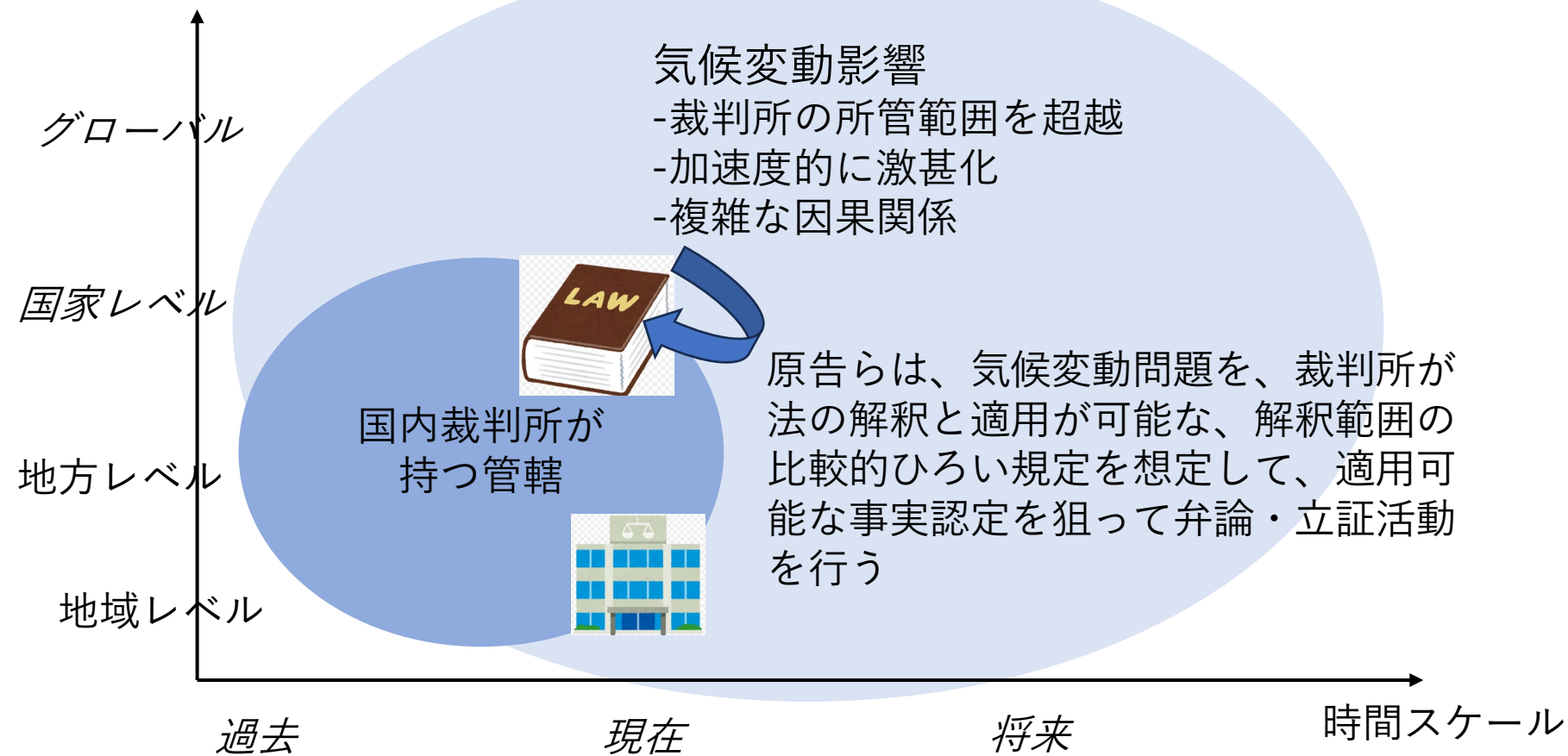
(原告の請求にみられる例)

- ・ 気候科学が示す知見に基づいて、1.5度目標の達成を不可能にするような排出を削減することを被告に命じる判決を求める (若者気候訴訟・日本)
- ・ 国が適切な気候変動対策を講じないことは、未来世代の環境権を侵害するもので、憲法に違反するものである旨の宣言を求める (Held v. States・米国)

気候訴訟とは：

特徴 2：スケールの膨大さ

地域スケール



気候訴訟とは：特徴 3：

“Ecosystem”

“国際的および地域的な気候変動に関する判例法は、互いに、あるいは国内の判例法から孤立して発展しているわけではない。むしろ、それらは、「複製と反復の漸進的なプロセス」の中で、法的原則や基準が司法レベルや管轄区域を越えて循環し、互いに形作っていく、必ずしも形式的な引用では捉えきれないような形で、新たなエコシステムを構成している”

ry opinions have
domestic law
s leading to the
driven by
pace of
h-

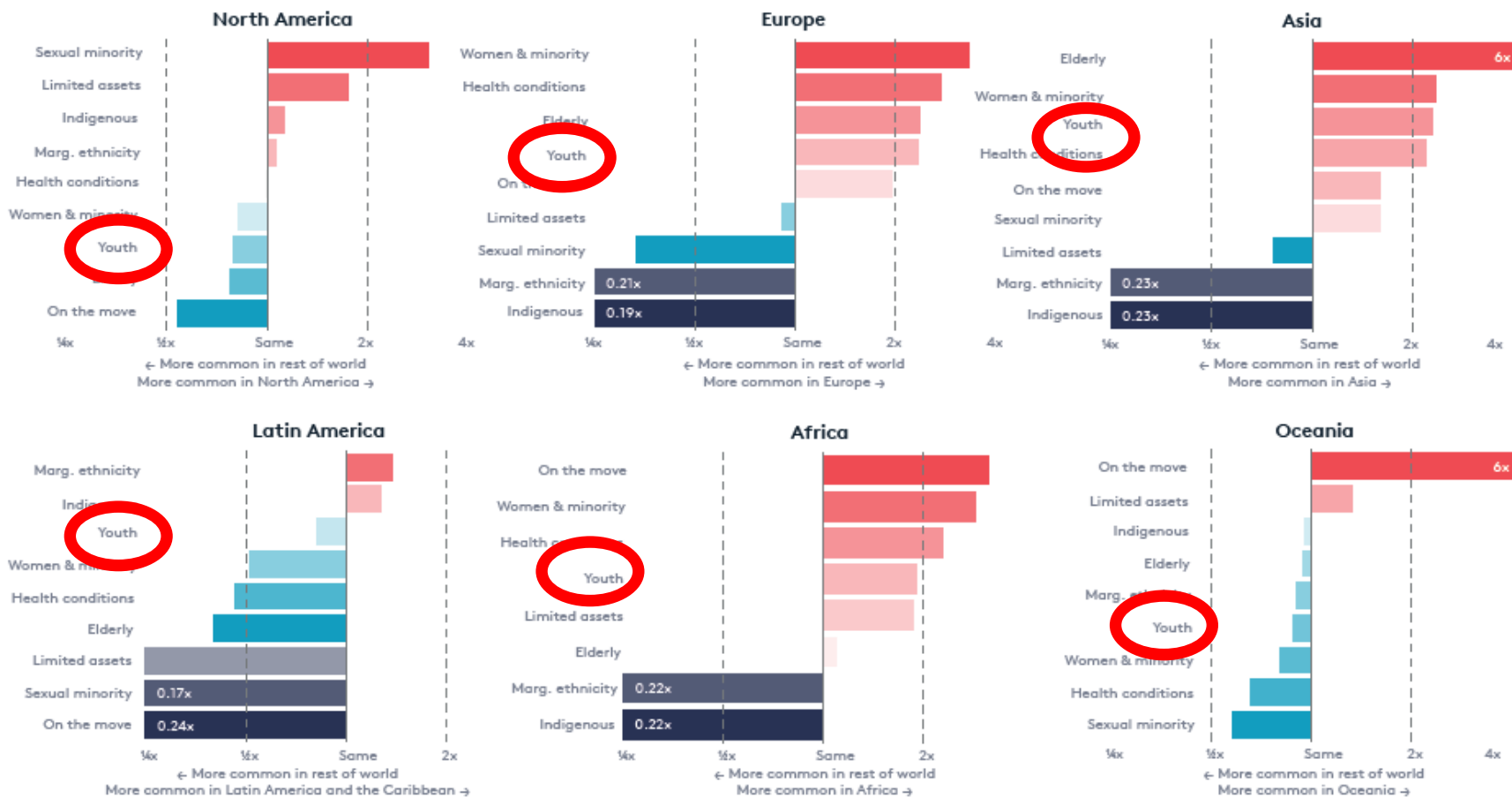


ant
2024),
lications
ion of

role

気候訴訟とは：特徴4： 社会的弱者の声を反映する

Figure 2.3. Most over- and under-represented groups in each region compared with the global average



若者と先住民族が、世界的に見て最も気候訴訟で頻繁に言及される脆弱な集団であることが明らかとなった

気候変動訴訟とは

特徴 5 : 若者や未来世代による例が相対的に多い



(<https://youth4cj.jp/>)



(<https://www.commondreams.org/news/south-korea-climate-lawsuit>)

日本の公害・環境訴訟で若者が主体的に原告になる例は極めて珍しい



(<https://www.wy4cj.org/icjao-proceedings>)

国際司法裁判所の勧告的意見も、バヌアツの学生運動が発端

世界の事例

Do-Hyun Kim et al. v. South Korea事件

(提訴：2020年・憲法裁判所決定：2024年8月)

事件の概要：

2020年に19名の若者が、現行の気候変動対策法が不十分であるために憲法35条が保障する健康な環境に対する権利を侵害しているとして、国会に対して2026年2月までに同法を改正するよう命じる判決を求めて裁判を提起した。この事件と実質的な争点において共通する他の3事件が併合されて、以下の決定が下された。

裁判所の判断：

裁判所は、国家は憲法35条に基づき国民を気候変動影響から保護すべき義務を負うと認めた。そして、そのためには気候変動に関する国家の対策が科学的根拠と国際基準に基づく世界的な取り組みを考慮した上で、韓国の取り組みの割合を基に策定されるべきであり、将来に過度な負担を課さず、GHGの継続的な削減を確保する法的枠組みを基に策定されなければならないとした。



世界の事例：国際司法裁判所による勧告的意見（2025.7.23）

2024.3に国連総会が①気候変動に関して国が負う義務内容と②これに違反した場合に生じる責任について、国際司法裁判所に勧告的意見を要請

①について、

- ・ NDC（国が決定する貢献）の策定にあたり、共通だが差異ある責任原則と国家協調義務の下、各国家は相当の注意（due diligence）の下、世界全体として気候目標の達成が可能となるような目標を設定すべき義務を負う

（＝完全な裁量はない）

- ・ この義務は国際慣習法からも基礎づけられる
- ・ 清浄で健康な持続的環境への権利は、あらゆる人権享受の前提として全ての人に保障される

②について

- ・ 違法行為により損害を与えた国に対して違法状態の解消、損賠賠償等、複数の方法による責任を負う



<https://enb.iisd.org/international-court-justice-advisory-opinion-climate-change-23Jul2025>

勧告的意見には各国に対する法的拘束力はないが、事実上の影響力は大きい
＋全裁判官一致による意見

世界の事例

世界の事例2：KlimaSeniorinnen v Switzerland事件

（提訴：2020年（元の事件）・最高裁判決：2024年12月）

事件の概要：

高齢者女性による団体と高齢女性4名）が、国は国民を気候変動に起因する人権侵害から保護する義務を負うところ、現行の気候変動対策は不十分であり、自分たちは高齢女性であることで他の一般人に比べて相対的に高温に対して脆弱であるため、既に権利侵害が生じているとして、国の義務違反を訴えた。事件は最高裁まで争われたが、最終的には2020年に原告敗訴となり、その後なお原告らがこれを同年、欧州人権裁判所に提訴した。



欧州人権裁判所の判断：

気候変動の特質について、因果関係の複雑性や汚染源の多様性、世代間衡平の観点から民主的決定が是正される必要性を指摘したうえで、国が気候変動影響から国民を保護する義務があると認め、スイス政府に具体的なタイムラインを伴う目標引き上げを行うべきと判断した。

KYOTO UNIVERSITY

<https://en.klimaseniorinnen.ch/>

気候訴訟と三権分立

国民のwell-beingは
政治問題か人権問題か
→双方からのアプローチが必要

立法

選挙により選ばれた議員が、
多数決により国のルールを制定

法律による行政

議員の任期≡選出母体の利益反映圧力
多数決→少数派の意見が
反映されにくい

市民

司法審査

行政

立法府が制定したルールに基づいて
具体的な政策を実施

司法

「人権の砦」「理性の府」
法律に基づいて個別具体的な
事件を処理

* 権利行使の途を十分に確保しないと
この権利は事実上奪われることになる

市民から国家権力の発動を促す手段
(「裁判を受ける権利」* (憲法32条1項))
Case lawの積み上げ

三権分立の一側面：Walesでは

Wales国会視察（2023. 5/1@カーディフ）



Transparencyを象徴するガラス張りの建物の中にあった会議場は、議員のunityを象徴する円形の並び。多様な椅子があるのは議員の身体的多様性のみに配慮。傍聴者は上の階から議論を見下ろす。オンライン会議も頻繁にあるそう

三権分立とルールメイキングの在り方

The screenshot shows the header of a blog post from the Columbia Law School Sabin Center for Climate Change Law. The title is 'Law-making initiatives of Small Island Developing States on Loss and Damage' by Naoyuki Okano and Masako Ichihara, published on September 19, 2025. The post discusses the challenges of climate change and the need for more progressive climate actions, mentioning the UNFCCC, the Paris Agreement, and the International Court of Justice (ICJ). The URL provided is <https://blogs.law.columbia.edu/climatechange/2025/09/19/law-making-initiatives-of-small-island-developing-states-on-loss-and-damage/>.

Climate Law
A Sabin Center blog

Columbia Law School | COLUMBIA CLIMATE SCHOOL
SABIN CENTER FOR CLIMATE CHANGE LAW

CROSS-CUTTING ISSUES ▾ ENERGY ▾ ENVIRONMENT & LAND USE ▾ INTERNATIONAL ▾ NEWS ▾ BLOG SERIES SUBSCRIBE Q

Home » Law-making initiatives of Small Island Developing States on Loss and Damage

BLOG SERIES / CLIMATE LITIGATION / CROSS-CUTTING ISSUES

Law-making initiatives of Small Island Developing States on Loss and Damage

by Naoyuki Okano and Masako Ichihara | Published September 19, 2025

14 Shares

in Share f Share ✉ Email ↩ Share

While the impacts of climate change become increasingly challenging, states' climate action is lagging behind. Activities and movements aiming to prompt more progressive climate actions are increasingly emerging outside of, and bypassing, climate negotiations under the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) and the Paris Agreement. They include social movements, the [rapid increase in climate change litigation](#), and the [requests for advisory opinions](#) in international tribunals, most notably in the [International Court of Justice \(ICJ\)](#). How can we understand and engage with the growing relevance of such attempts outside the negotiations?

<https://blogs.law.columbia.edu/climatechange/2025/09/19/law-making-initiatives-of-small-island-developing-states-on-loss-and-damage/>

気候変動対策に関する
ルールメイキングは従
来、国際交渉に基づい
て起草される国際気候
変動法とその下で実施
される諸政策が主
(= トップダウン)

その限界を補うものと
して世界的な潮流と
なっている気候変動訴
訟 (= ボトムアップ)

(参考)

日本の公害時代：先進自治体と公害訴訟が両輪となって
公害対策法制を推し進めてきた

(参考) 司法を超えて、政治的影響へ

「気候変動対策は国家の義務」国連総会で決議採択 米は反対呼びかけ

2026年5月21日 8時42分 有料記事

サンフランシスコ=市野塊



[list](#) 2

コメントプラス

ダースレイダーさんのコメント



国連総会議場=2019年、米ニューヨーク

国連総会は20日、昨年7月に国際司法裁判所（ICJ）が出した、各国に気候変動対策の国際法上の義務を認める勧告的意見を支持する決議案を採択した。気候変動対策に後ろ向きな米国を中心に反対の呼びかけがあったが、約200の国連加盟国の大半が義務として捉えることに賛成。法的拘束力はないものの、各国の対策の強化が期待される。

<https://www.asahi.com/articles/ASV5N7R39V5NUHBI002M.html>

国際社会の多数の意志として採択されることで、勧告的意見には無視できない道義的・政治的影響力が生まれる

KYOTO UNIVERSITY

(参考・私見) Wales法と勧告的意見の 共通項

- ・ 市民が声を上げ、運動の輪を広げてつないでいったこと
- ・ いずれも苦境からの挽回に発端があったこと
- ・ 戦略があったこと
- ・ 世界全体に効果を及ぼすに至ったこと
- ・ 完全な履行の確保には課題を抱えつつ、なお維持され続けていること
- ・ 自国の文脈を大切にしながら規範を打ち出していること

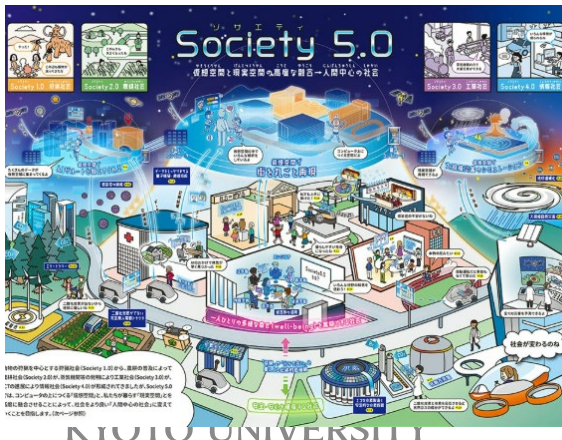
将来世代に持続可能でwell-beingが満たされる
社会をつないでいく為には、

- 一受け身でなく主体的に活動する必要
- 一世界全体に共通する規範を、
自分たちの社会背景にあうように解釈する必要
- 一戦略的な運動と連携を確保・維持していく必要
(以上、私見)



日本に足りないもの（私見）

- ・ 市民参加
（制度・特に昨今の一般的な認識）
- ・ 世界情勢への感度（EUのような
supranationalな機関がない）
- ・ 戦後成功体験・経済依存からの脱却
（モデルが古い）
- ・ 多様性（島国・（表面上）単一的な
国民性）
- ・ ジェンダー問題
- ・ 科学技術発展への過信
- ・ 強みを適切に活かしていない

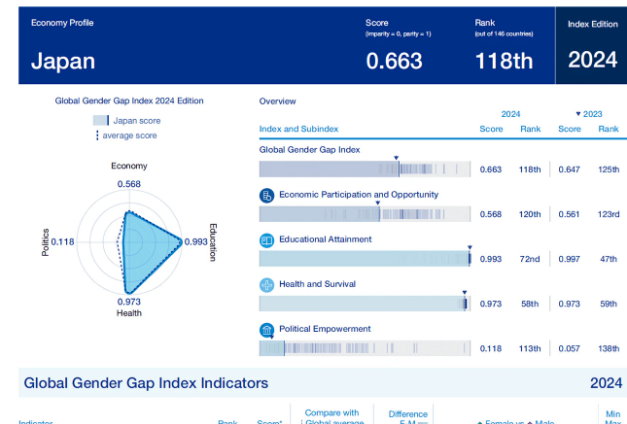


https://scienceportal.jst.go.jp/gateway/sciencewindow/20210818_w01/

2024.06.12 (最終更新: 2025.08.23)

【ジェンダーギャップ指数】日本、2024年は世界118位で低迷続く 政治・経済に課題

#DEI #女性 #ジェンダー平等 #調査・統計



2024年の日本のジェンダーギャップ指数は世界118位（出典：Global Gender Gap Report 2024 p.219）

<https://www.asahi.com/sdgs/article/15301822>

ご清聴ありがとうございました

主要参考文献・資料

- Naoyuki Okano & Masako Ichihara. “Law-making initiatives of Small Island Developing States on Loss and Damage”. Sabin Center Climate Law Blog, September 19 2025.
<https://blogs.law.columbia.edu/climatechange/2025/09/19/law-making-initiatives-of-small-island-developing-states-on-loss-and-damage/>
- Sabin Center Climate Litigation Database. <https://www.climatecasechart.com/>
- Setzer and Higham. 2026. Global Trends in Climate Change Litigation: 2026 Snapshot. Grantham Research Institute on Climate Change and the Environment.
- United Nations Environment Programme (UNEP). 2023. Global Climate Litigation Report: 2023 Status Review. UNEP Publications.